

# 石川県公報

令和3年4月9日

第13395号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○指定代理納付者の指定	(税務課) 1	○特定調達契約に係る入札公告	(管財課) 4
○災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正	(農業政策課) 1	○令和2年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表	(同) 6
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(同) 2	○肥料登録有効期間更新公告	(農業政策課) 6
○県道の区域の変更	(道路整備課) 3	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(都市計画課) 6
○県道の供用の開始	(同) 4	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(公園緑地課) 7

## 告 示

### 石川県告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定代理納付者の名称及び所在地  
株式会社北国クレジットサービス  
金沢市片町2丁目2番15号 北国ビル7F
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
石川県税（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード  
VISA  
MasterCard  
JCB  
American Express  
Diners Club
- 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 石川県告示第147号

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和34年石川県告示第674号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条第1項、第3条第3項第1号及び第2号並びに第5項、第5条並びに第6条中「~~市町村~~」を「~~市~~」に改める。

別表中「市町村」を「市町」に改める。

別記第1号様式中「殿」を「様」に、「市町村長」を「市町長」に改め、「印」を削り、「市町村利子補給率」を「市町利子補給率」に、「市町村利子補給額」を「市町利子補給額」に、「市町村費」を「市町費」に改める。

別記第1号様式の2中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記第1号様式の3中「殿」を「様」に、「市町村長」を「市町長」に改め、「印」を削り、「市町村損失補償額」を「市町損失補償額」に、「市町村が」を「市町が」に、「市町村に」を「市町に」に、「市町村費」を「市町費」に改める。

別記第1号様式の4中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記第2号様式中「殿」を「様」に、「市町村長」を「市町長」に改め、「印」を削り、「市町村利子補給率」を「市町利子補給率」に、「市町村利子補給額」を「市町利子補給額」に、「市町村費」を「市町費」に改める。

別記第2号様式の2中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記第3号様式中「殿」を「様」に、「市町村長」を「市町長」に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の規定に基づき作成した様式については、なお当分の間、使用することができる。

石川県告示第148号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和46年石川県告示第263号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

農業近代化資金利子補給承認申請書

融資機関申請年月日  
第 年 月 日

Table with 3 columns: 融資機関, 年度(西暦), 期別

石川県知事 様

農業近代化資金について、次のとおり借入申込があつたので、利子補給を承認されたく借入申込書の写しを添えて申請します。

住 所  
融資機関名  
代 表 者

Main table with columns: 貸付の相手方(カタカナ), 対象施設(施設, 用途, 資金の用途), 事業費(千円), 借入申込金額(千円), 貸付利率(%), 償還期限(年, 月), 償還開始(年, 月), 償還方法, 約定償還計画(第1回目, 第2回目以降), 市町, 特認, 保証の有無, 認定農業者(長期金融協会の利子助成率), 貸付利率特例(利率)



路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
清水小坂線	金沢市東長江町を11番地先から 金沢市東長江町を5番1地先まで	旧	7.50～9.50	42.2	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.25～9.50	42.2	

### 石川県告示第150号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和3年4月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
清水小坂線	金沢市東長江町を11番地先から 金沢市東長江町を5番1地先まで	令和3年4月9日	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

空港用化学消防車（10,000リットル級） 1台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月10日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年石川県告示第132号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結

する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)、(2)及び(3)に示す事項について証明する書類を令和3年4月27日(火)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 当該調達物品に関し、納入場所において十分な知識を有する技術者により取扱い等の技術指導ができる者であること。

(3) 当該調達物品に関し、下記のとおりアフターサービス・メンテナンス体制及び部品供給体制が整備された者であること。

ア 納入先近郊において点検整備等を実施することができる場所、体制及び設備を有すること。

イ 主要構成品を本邦において分解整備(特別整備)する場所、体制、検査設備を有すること。

ウ 修理等を適切に実施できる体制を有すること。

エ 緊急時(夜間、休日等を含む。)の連絡体制が整っていること。

オ 緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。

カ 部品供給部門の組織体制が整っていること。

キ 部品供給期間については、当該調達物品納入後15年間以上供給できること。

ク ユニット部品の供給を要請した場合は、48時間以内に納入(整備)場所へ部品供給できること。

※「ユニット部品」とは、消防車が機能する上で構造上重要な機器又は装置(機関、動力分配装置、トルクコンバーター、変速機、車軸、水ポンプ)をいう。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年5月20日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和3年5月20日(木)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会がこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Fire fighting Vehicle (10000 liter class) 1 vehicle

(2) Delivery date

By 10 March 2023

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 20 May 2021

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

令和2年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領(平成8年石川県告示第366号)第8条の規定により、令和2年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

受付及び処理の件数 なし

肥料登録有効期間更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第204号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ブラウン15	全窒素 6.0% りん酸 4.0% カリウム 1.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公的規格のとおり	一般社団法人 金沢市中央市場運営協会 金沢市西念4丁目7番1号	令和6年 4月7日

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可され

た。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道事業 加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 (石川県土木部都市計画課)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし
金沢都市計画及び白山都市計画下水道事業 犀川左岸流域下水道 (犀川左岸処理区)	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 (石川県土木部都市計画課)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和3年4月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
金沢都市計画公園事業 5・5・5号 金沢城公園	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地	(1) 収用の部分 石川県金沢市丸の内地内及び同尾山町地内 (2) 使用の部分 石川県金沢市丸の内地内及び同尾山町地内

